

学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 若者ならではの柔軟なアイデアの提案・実践による地域課題の解決や、大学で学んだスキルを活用した起業へのチャレンジの促進等を図るとともに、地域づくりを担う人材育成と若者の地域への定着を推進するため、大学生が必要に応じて企業や地域、NPO等と協働して取り組む事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、規則で使用する用語の例による。

- 一 大学等 岡山市内の大学及び短期大学並びに岡山市と包括的な連携協力に関する協定を締結している岡山市外の大学及び短期大学
- 二 学生ソログループ 単一の大学等の学生3名以上及び当該大学等の教職員で構成されている団体
- 三 学生ジョイントグループ 複数の大学等の学生で構成されている団体
- 四 ソーシャルビジネスチャレンジ 行政機関、企業、NPO及び地域団体等と協働し、地域課題の解決や地域活性化を図る事業
- 五 スモールビジネスチャレンジ 収入計画を策定した上で、新たな商品やサービス等の開発、販売を目指す事業

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となるグループ、コース、事業期間、補助限度額、補助率、補助対象経費及び活動対象地域は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - 一 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
 - 二 公序良俗に反するおそれのあると認められる事業
 - 三 他の補助制度の対象となっている事業
 - 四 その他市長が適当でないとした事業

(補助事業者)

第4条 学生ソログループにおける補助事業者は大学等とし、学生ジョイントグループにおける補助事業者は当該グループを代表する者とする。

- 2 前項の規定に関わらず、グループの構成員が次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- 一 暴力団又はその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 二 前号の者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 三 その他市長が不相当と認める者

(補助金額)

第5条 補助金額は、第3条に規定する補助限度額を上限とした補助対象経費の額とする。ただし、寄附金、参加料その他の収入金（以下、「収入金」という。）がある場合は、補助対象経費に補助対象外経費を加えた総事業費から収入金を控除した額と、補助限度額を上限とした補助対象経費の、いずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請は、学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業（変更）計画書（様式第2号）

3 規則第5条第2項の規定に基づき同条第1項第1号から同項4号の書類の添付は要しないものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じたヒアリングによる審査を行い、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付すことができる。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、市長の要請に応じて報告しなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は、要しない。

(計画変更等の承認)

第10条 規則第12条の承認の申請は、学生イノベーションチャレンジ推進事業変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第16条の実績報告は、補助事業実施年度における2月末日までに、学生イノベーションチャレンジ推進事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出して行

わなければならない。

- 2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。
 - 一 学生イノベーションチャレンジ推進事業実施結果調書（様式第5号）
- 3 規則第16条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号の書類の添付は要しないものとする。
- 4 補助事業者は、市の主催する報告会で、補助事業の中間報告及び成果発表を行わなければならない。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業の執行及びその収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する年度の終了後、少なくとも5年間はこれを保存しなければならない。

（補助金の完了前交付）

- 第13条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
- 2 前項の規定は、学生ジョイントグループに対して、適用する。
 - 3 第1項の規定により、補助事業の完了前に交付することができる回数は、1回とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 元年 5月 7日から施行する。
- 2 大学生まちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱は、廃止する。

別表(第3条関係)

グループ	コース	補助 事業 期間	補助 限度額 (年額)	補助率	補助対象経費	活動対象 地域
学生 ソロ グループ	ソーシャル ビジネス チャレンジ	単年度	300千円	10/10 以内 (補助 限度額 以内)	<p>活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費 ・宿泊費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・使用料 ・手数料 ・原材料費 ・保険料 ・謝金、食糧費 <p>(ただし、講師招聘に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品費 <p>(3万円以内のものに限る。ただし、学生ジョイントグループの活動において、必要な物として市が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>汎用性があり、目的外使用になり得るもの(事務用のパソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン、デジタル複合機、机・椅子等)については金額に限らず対象外とする。)</p>	原則、岡山市内とする。ただし、事業に有用であると市が認めた場合は、この限りではない。
	スモール ビジネス チャレンジ					
学生 ジョイント グループ	ソーシャル ビジネス チャレンジ		600千円			
	スモール ビジネス チャレンジ					